

# 東日本大震災で被災した訪問看護ステーションに見舞金をお贈りします

平成 23 年 7 月 5 日 (社) 全国訪問看護事業協会

東日本大震災の被災者の方々に心よりお見舞い申し上げます。被災により亡くなられた方々に心よりお悔やみ申し上げます。又、被災地の 1 日も早い復興を願っております。

当協会では、多数の会員より寄せられた義援金を見舞金として被災した訪問看護ステーションにお贈りしたいと存じます。つきましては、該当する訪問看護ステーションは別紙の申し込み用紙に記入の上、FAXにて申し込みください。

なお今回は、主に、東日本大震災により利用者減少などにより事業所の経営的な面(収益面)での被害についての見舞金とさせていただきます。理由は、事業所の車両、事務用品、事務所を借り上げる際の礼金・事務手数料、その他の必要経費、及び、死亡者の弔慰金に関しては、国等からの補助金が出ることになっているからです。

## <対象となる訪問看護ステーション>

- ・ 東日本大震災により被災し、災害救助法の適応地域にある訪問看護ステーション
- ・ 全国訪問看護事業協会会員の訪問看護ステーション

なお、非会員の訪問看護ステーションも対象としますが、見舞金は半額とさせていただきます。

## <見舞金の算定について>

- ・ 被害の程度により、以下の3つのランクとします。

**A**・・・平成 23 年 4 月分の保険請求額が平成 23 年 2 月と比較して **5 割以上減**

**B**・・・平成 23 年 4 月分の保険請求額が平成 23 年 2 月と比較して **3 割～5 割程度減**

**C**・・・平成 23 年 4 月分の保険請求額が平成 23 年 2 月と比較して **2 割～3 割程度減**  
特に明細などの添付を必要としないので、自己申告とします。

## <見舞金の額>

申し込み件数により、金額は確定します。概ね数万円から数十万円と推測しています。

## <見舞金の贈呈日時>

申し込み締め切り・・・平成 23 年 8 月 15 日 厳守してください。

締切日以降の申し込みは無効とさせていただきます。

見舞金振込・・・平成 23 年 8 月末日

**FAX 03-3351-5938** (平成 23 年 8 月 15 日必着)

## 東日本大震災の見舞金申し込み書

東日本大震災により、当訪問看護ステーションは被害を受けました。よって、見舞金の申し込みをします。

**被害のランク** (○をつけてください)

**A** (平成 23 年 4 月分の保険請求額が平成 23 年 2 月と比較して **5 割以上減**)

**B** (平成 23 年 4 月分の保険請求額が平成 23 年 2 月と比較して **3 割～5 割程度減**)

**C** (平成 23 年 4 月分の保険請求額が平成 23 年 2 月と比較して **2 割～3 割程度減**)

**会員・非会員** (○をつけてください)

**会員**      **非会員**

**法人名** \_\_\_\_\_

**ステーション名** \_\_\_\_\_

**担当者名** \_\_\_\_\_

**住所** 〒 \_\_\_\_\_

**電話番号** \_\_\_\_\_

**FAX 番号** \_\_\_\_\_

**メールアドレス** \_\_\_\_\_

フリガナ

フリガナ

**ステーション口座** \_\_\_\_\_

**銀行・信金・信組**

**支店**

**口座番号：普通・当座** \_\_\_\_\_

**口座名義** \_\_\_\_\_